



議案第四十九号

専決処分について

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十九条第一項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同法同条第三項の規定により、これを本議会に報告して承認を求めらる。

昭和五十六年四月二十五日

三朝町長 松村 喬 成

昭和五拾六年四月廿五日 承認

三朝町議会議長 牧田 禎

専決第一号

専決処分書

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十九条第一項の規定により、三朝町税
条例の一部を改正することについて、次のとおり専決処分をする。

昭和五十六年三月三十一日

三朝町長 松村 喬 成

三朝町条例第十四号

三朝町税条例の一部を改正する条例

三朝町税条例（昭和四十五年三朝町条例第十八号）の一部を次のように改正する。

第二十四条第二項中「十七万六千円」を「十八万四千円」に改める。

第三十一条第二項中「掲げる額」を「定める額」に改め、同項の表の第一号中「資本の金額又は出資金額（保険業法（昭和十四年法律第四十一号）に規定する相互会社にあつては、令第四十八条の二に定めるところにより算定した純資産額。次号から第四号までにおいて同じ。）が五十億円を超える法人（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）を「資本等の金額（資本の金額又は出資金額と法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第十七号に規定する資本積立金額との合計額（保険業法（昭和十四年法律第四十一号）に規定する相互会社にあつては、令第四十五条の二に定めるところにより算定した純資産額）をいう。次号から第四号までにおいて同じ。）が五十億円を超える法人（保険業法に規定する相互会社以外）の法人で資本の金額又は出資金額を有しないもの及び法人税法」に改め、同項の表の第二号から第四号までの規定中「資本の金額又は出資金額」を「資本等の金額」に改める。

第三十四条の六中「百分の十四、五」を「百分の十四、七」に改める。

第五十四条第五項中「保留地に係る第一項」を「保留地に係る同項」に改める。

第八十三条第二項ただし書を削る。

第八十四条を次のように改める。

第八十四条 削 除

第八十七条第一項中「納税義務が発生した者は、その発生した」を「納税義務者である軽自動車等の所有者又は使用者（以下本節において「軽自動車等の所有者等」という。）は、軽自動車等の所有者等となつた」に改め、同項第三号を次のように改める。

三 軽自動車等の所有者等となつた日

第八十七条第二項中「軽自動車税の納税義務が消滅した者は、その消滅した」を「軽自動車等の所有者等でなくなつた者は、軽自動車等の所有者等でなくなつた」に改め、同条第三項中「当該変更があつた事項のうち当該軽自動車等に係る軽自動車税の納税義務の消滅の基因となるべき事項がある場合における当該事項」を「前項の規定により申告書を提出すべき場合」に改め、同項第二号中「所有者」を「軽自動車等の所有者等」に改め、同項第三

号を削り、第四号を第三号とし、第五号から第八号までを一号ずつ繰り上げる。

第八十八条第一項中「軽自動車税の納税義務者」を「軽自動車等の所有者等」に改める。

第九十一条第一項中「軽自動車税の納税義務が発生した」を「軽自動車等の所有者等となつた」に改め、同条第六項中「軽自動車税の納税義務が消滅した」を「軽自動車等の所有者等でなくなつた」に改める。

第三百三十一条第四項中「日以後に」を「日以後においては、」に、「取得があつたときは、当該従前の土地の取得」を「取得又は所有」に、「取得と」を「取得又は所有と」に、「取得者を」を「取得者又は所有者を」に改める。

第三百三十七条第二号中「百分の三」を「百分の四」に改める。

第三百三十九条第二項中「次条」を「第四百四十条」に改める。

附則第四条の二を削る。

附則第五条の二の次に次の一条を加える。

(個人の町民税の所得割の非課税の範囲等)

第五条の三 昭和五十六年度分の個人の町民税に限り、所得割を課すべき者のうち、その者

の前年の所得について第三十三条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、二十七万円にその者の控除対象配偶者及び扶養親族の数に一を加えた数を乗じて得た金額以下である者に対しては、第二十三条第一項の規定にかかわらず、所得割（分離課税に係る所得割を除く。）を課さない。

2 昭和五十六年度分の個人の町民税に限り、法附則第三条の三第四項に規定するところにより控除すべき額を、第三十四条の三及び第三十四条の四の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

附則第十六条中「昭和五十五年度」を「昭和五十七年度」に改める。

附則第十六条の二第一項中「及び第三十四条の七並びに」を「、第三十四条の七、附則第五条の三及び」に改める。

附則第十六条の三第三項に次の一号を加える。

四 附則第五条の三の規定の適用については、同条第一項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第十六条の三第一項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、同条第二項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第十六条の三第

一項の規定による町民税の所得割の額」とする。

附則第十七条第一項中「当該各号に掲げる金額」を「当該各号に定める金額」に改め、同条第三項に次の一号を加える。

四 附則第五条の三の規定の適用については、同条第一項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第十七条第一項に規定する長期譲渡所得の金額」と、同条第二項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第十七条第一項の規定による町民税の所得割の額」とする。

附 則

(施行期日)

第一条 この条例は、昭和五十六年四月一日から施行する。ただし、三朝町税条例第三十四条の六の改正規定並びに附則第二条第四項及び第五項の規定は昭和五十六年八月一日から、第百三十七条第二号の改正規定及び附則第四条第二項の規定は昭和五十六年七月一日から施行する。

(町民税に関する経過措置)

第二条 改正後の三朝町税条例(以下「新条例」という。)の規定中個人の町民税に関する部分は、昭和五十六年度分の個人の町民税から適用し、昭和五十五年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。

2 新条例第三十一条第二項の規定は、昭和五十六年四月一日(以下「施行日」という。)以後に終了する事業年度又は同条第三項の期間に係る法人の町民税について適用し、施行日前に終了した事業年度又は同項の期間に係る法人の町民税については、なお従前の例による。

3 前項の規定にかかわらず、法人の施行日以後に終了する事業年度に係る新条例第四十八条第一項の申告書(法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第七十一条第一項(同法第七十二条第一項の規定が適用される場合及びこれらの規定を同法第四百四十五条第一項において準用する場合を含む。第五項において同じ。))の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人が、新条例第四十八条第一項の規定により当該申告書の提出期限までに提出すべき申告書に限る。)の提出期限が施行日前である場合には、その法人の当該申

告書に係る町民税の均等割として納付した、又は納付すべきであつた町民税の均等割については、なお従前の例による。

4 新条例第三十四条の六の規定は、昭和五十六年八月一日以後に終了する事業年度分の法人の町民税及び同日以後の解散又は合併による清算所得に対する法人税額に係る法人の町民税（清算所得に対する法人税を課される法人の清算中の事業年度に係る法人税額及び残余財産の一部分配により納付すべき法人税額に係る法人の町民税を含む。以下この項において同じ。）について適用し、同日前に終了した事業年度分の法人の町民税及び同日前の解散又は合併による清算所得に対する法人税額に係る法人の町民税については、なお従前の例による。

5 前項の規定にかかわらず、昭和五十六年八月一日以後に終了する事業年度に係る新条例第四十八条第一項の申告書（法人税法第七十一条第一項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人が、新条例第四十八条第一項の規定により当該申告書の提出期限までに提出すべき申告書で、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第三百二十一条の十三第二項の規定の適用を受ける法人が提出するもの以外のものに限る。）の提出

期限が同日前である場合には、その法人の当該申告書に係る町民税の法人税割として納付した、又は納付すべきであつた町民税の法人税割については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第三条 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、昭和五十六年度分の軽自動車税から適用し、昭和五十五年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

(特別土地保有税の経過措置)

第四条 新条例第三百三十一条第四項の規定は、昭和五十六年度分の土地に対して課する特別土地保有税から適用し、昭和五十五年度分までの土地に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

2 新条例第三百三十七条第二号の規定は、昭和五十六年七月一日以後にされる土地の取得に係る土地の取得に対して課する特別土地保有税について適用し、同日前にされた土地の取得に係る土地の取得に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。